

件名	松前町長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例
主管課	総務部財政課
関係課	なし
改正対象	松前町長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年松前町条例第7号）
根拠法令等	なし
改正理由	長期継続契約を締結することができる契約の範囲を拡大し、契約事務の効率化及び経費削減を図るため。
改正の主な内容	<p>長期継続契約を締結することができる契約に次に掲げる契約を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の保守管理の業務その他の役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの ・継続して役務の提供を受ける契約で、役務の提供に必要な機器等に相当な初期投資を要するため、複数年度にわたる契約を締結しなければ不経済になると認められるもの ・継続して専門的な知識、技術又は経験が必要な役務の提供を受ける契約で、役務の提供に必要な業務体制の整備に相当な費用を要するため、複数年度にわたる契約を締結しなければ不経済になると認められるもの
施行日	公布の日
【その他参考事項】	